解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年三月二十二日富山県知事の許可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

富山県高岡市中曽根七九九―一番地

高岡市中曽根土地区画整理組合

代表清算人　浅倉　正文

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

福井県勝山市片瀬町一丁目四〇二番地

財団法人奥越地域地場産業振興センター

代表清算人　山岸　正裕

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

山梨県北杜市須玉町比志六四三八番地

財団法人みずがき山ふるさと振興財団

代表清算人　坂本　等

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十三日開催の臨時社員総会の決議により平成二十五年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

三重県津市丸之内養正町一七番一七号

社団法人三重県公共嘱託登記司法書士協会

代表清算人　神戸　安男

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

滋賀県草津市矢橋町字帰帆二一〇八番地

財団法人滋賀県下水道公社

代表清算人　中村傳一郎

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

大阪府大阪市住吉区杉本三丁目三番一三八号

財団法人有恒会

代表清算人　福岡　美彦

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月二十六日開催の社員総会の決議により、平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

大阪市住之江区南港北二丁目一番一〇号

ＡＴＣビルＩＴＭ棟一一階西

社団法人御堂筋アメニティ・ソサエティ

清算人　濵谷英一郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

鳥取県西伯郡伯耆町須村一一九四番地

財団法人帝京鳥取健康福祉振興会

代表清算人　冲永惠津子

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

高知県高知市朝倉戊三七五番地一

財団法人高知県民間社会福祉施設職員退職手当共済財団

代表清算人　吉永　宣生

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

高知市布師田三九九二番地四

社団法人高知県技能士会連合会

清算人　野島幸一郎

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

北九州市八幡西区藤田一丁目五番二八号

財団法人藤田保育園

代表清算人　後根　久枝

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

北九州市小倉北区宇佐町一丁目五番三〇

財団法人西教會

代表清算人　日野　真人

解散公告（第一回）

当法人は、定款で定めた存続期間の満了並びに長崎県知事の認可により平成二十五年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

長崎市五島町二番二七号

社団法人長崎県漁民年金貯金共済会

代表清算人　馬場　元朝

解散公告（第一回）

当法人は、総会の決議並びに平成二十五年三月五日付熊本県知事の許可により、同年三月二十二日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

熊本市中央区山崎町三〇番地熊本放送技術局内

社団法人熊本県電気通信基盤振興協会

代表清算人　上野　淳

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

札幌市中央区大通西一六丁目二番地北海道浴場会館一階

社団法人北海道生活衛生同業組合連合会

代表清算人　小池　広昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月八日

札幌市中央区北四条西一二丁目一―一北海道労働福祉会館四階

社団法人北海道衛生団体連合会

代表清算人　山本　邦夫